

農作物の鳥獣被害防止のため、電気柵の購入費・修繕費を補助します

補助金額

- ① 3戸以上共同で電気柵を設置及び修繕する場合で、農地の合計面積が10a以上の場合、補助対象経費の10分の6を補助する。
(全額、国費補助の対象となる場合があります。)
- ② 2戸以上共同で電気柵を設置及び修繕する場合、補助対象経費の10分の6を補助する。(30万円を上限とする。)
- ③ 1戸で電気柵を設置及び修繕する場合で、農地の合計面積が10a以上の場合、補助対象経費の3分の1を補助する。(5万円を上限とする。)

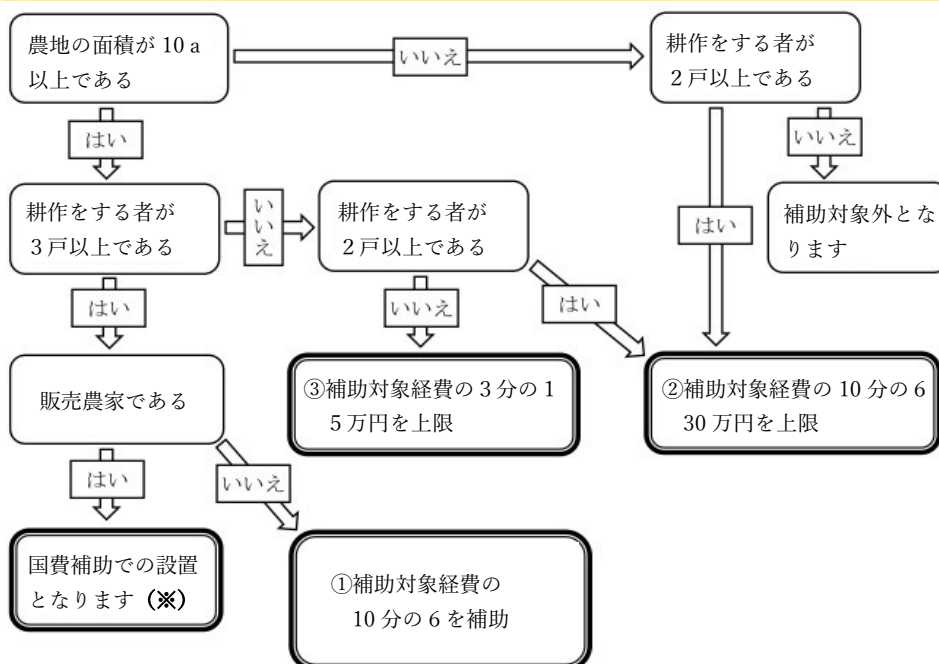
対象

対象農地 市内で現在耕作している田、畑、果樹園(いずれも家庭菜園を含む)

対象者 市内で電気柵を設置し適正に維持管理を行い、市税の滞納がない者。

対象経費 電気柵の購入費及び修繕費に対して補助します。

※ただし、国、県その他の団体から助成を受けている場合は、対象経費から助成額を差し引いた額となります。



※国費補助の対象とは、

- ・ 3戸以上
- ・ 販売農家
- ・ 合計10a以上の水田

上記の条件を満たした場合に対象となります。

また、当該年度の相談に対し次年度に交付対象とします。
R8 相談→R9 補助金交付・電気柵設置

多面的機能支払交付金の活用

① 国費補助の対象にならない場合や既に被害が発生しており緊急を要する場合は、多面的機能支払交付金の活用をご検討ください。

② ①に該当しない場合は、市の補助金制度の活用をご検討ください。

※市の補助金制度は予算の範囲内で行いますので、ご希望に添えない場合があります。

ご希望される方は早めにご相談ください。

※国費補助及び市の補助金制度を利用する場合、電気柵の購入や修繕をする前に申請が必要です。詳細はお問い合わせください。